

はな ばん
このとり ～花 版～
しょうがっこうこうがくねんじょう む
小学校高学年以上 向け

こども
まんなが

このすし けんりじょうれい
鴻巣市こどもの権利条例



11月20日は「このす☆こどもの権利の日」

この度、こどものみなさんが安心して、鴻巣市で育つことができるよう、

こどもの権利を守るための「鴻巣市こどもの権利条例」をつくりました。

この条例は、こどもの権利を守るために必要なことを決めています。

みなさんがこどもの権利についてよく知り、幸せに成長できるようにすることを
目指しています。

このパンフレットを通して、こどもの権利について、学んでみましょう。



条例の全文は
ここから見られます。



【このとり ～花 版～】とは

カウントリ野生復帰センター「天空の里」で飼育されているカウントリのメス「花」の名前にちなんでおり、主に小学校高学年
以上のみなさんに向けて、鴻巣市こどもの権利条例の内容を分かりやすく説明したものです。

こどもの権利について知ろう！

こどもの権利とは、こどもが自分の意見を言ったり、自由に学び、遊び、成長する権利のことです。その権利は、すべてのこどもが生まれたときから持っているもので、大切にされるべきことです。

こうのすし けんりじょうれい けんり さだ
鴻巣市のこどもの権利条例で4つの権利を定めています。

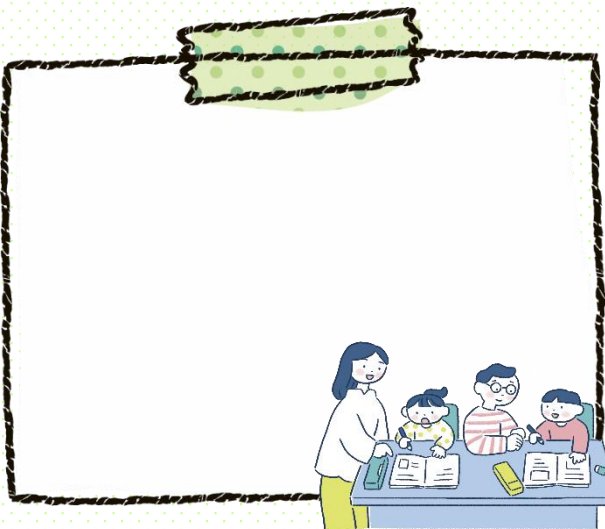
安心して生きる権利

- ◆ 命が守られ、安全な場所で大切に育てられること
- ◆ 病気やけがをしたら、病院に行けるなど、健康的な生活を送れること
- ◆ みんなから愛され、理解をされて育てられること
- ◆ どんな理由でも、差別を受けないこと、不当な扱いを受けないこと



かんが 考えてみよう

Q. どんなときに、家族や周りの人から大切にされていると感じますか。



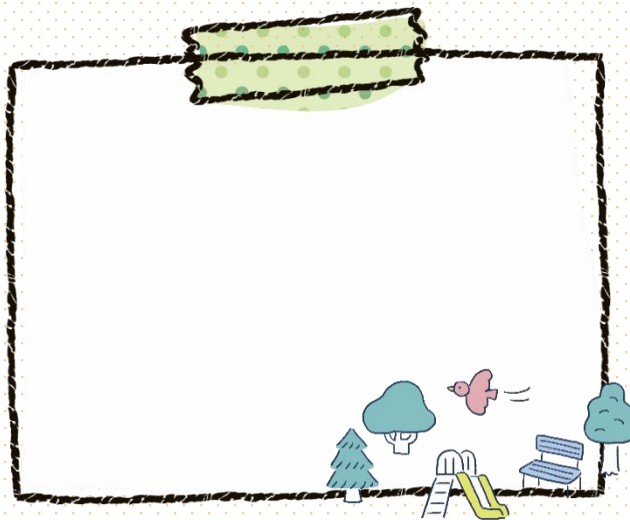
心身ともに豊かに育つ権利

- ◆ 自分らしさを認められ、個人として尊重されること
- ◆ 安心できる場所で学び、遊び、休んだりできること。適切な助言、支援を受けること
- ◆ 芸術、文化やスポーツに親しむこと
- ◆ 豊かな自然に親しむこと



かんが 考えてみよう

Q. あなたの自分らしさはどんなところですか。あなたの好きなことは何ですか。



この条例における『こども』とは？

生まれてからおとなになるまでの
間、心と身体が成長途中の人の
ことです。

何歳まで、とは決められていません。

こども



自分を守り、守られる権利

- ◆いじめや、体罰、虐待などを受けないこと
- ◆犯罪や危険、有害な環境から守られること
- ◆自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと
- ◆プライバシーが守られ、名誉や信用が傷つけられないこと
- ◆困ったときに相談でき、適切な支援が受けられること



かんが 考えてみよう

Q. 友達が傷ついているのを見かけたとき、あなたは どう しますか。



意見表明及び参加する権利

- ◆自分の意見や思いを自由に出せること
- ◆自分の意見や思いが尊重されること
- ◆意見や思いを出すために必要な情報の提供等の支援を受けられること
- ◆仲間をつくり、仲間を集い、または仲間と活動すること



かんが 考えてみよう

Q. 意見を伝えたいとき、鴻巣市にはどのような方法があるか調べてみましょう。



相談できるところ



もし、あなたの権利が守られていないと感じたら、以下の窓口で相談したり、助けを求めたりできます。秘密は守ります。気軽に相談してください。

鴻巣市

こども家庭センター
「この巣」

家族のこと、学校のこと、きょうだいやおともだちのことで困っていることを相談できる窓口です。

でんわ
048-541-1894

月～金曜日
8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

埼玉県

彩の国 よりそうみ
んなの電話・メール
教育相談

いじめ、不登校、学校生活、性格等の悩みや困りごとについて相談できる窓口です。

でんわ
0120-86-3192
または #7300

毎日24時間

子ども
スマイルネット

いじめ、体罰など、子どもの権利侵害で困っていることを相談できる窓口です。

でんわ
048-822-7007

毎日
10:30～18:00
(祝日・年末年始を除く)

NPO

子どものための
電話相談
「チャイルドライン」

18歳までのこどもの話したいことを何でも相談できる窓口です。

【約束ごと】ヒミツは守ります、どんなことも一緒に考えます、名前は言わなくてもいいです、切りたいときは電話を切ってもいいです。

でんわ
0120-99-7777

毎日
16:00～21:00
(年末年始を除く)

国

法務省
子どもの人権
110番

いじめ、体罰、不登校、虐待など、子どもの人権問題のことを相談できる窓口です。

でんわ
0120-007-110

月～金曜日
8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)



鴻巣市こどもの権利条例パンフレット 令和7年3月発行

発行：埼玉県鴻巣市

編集：鴻巣市 こども未来部 こども応援課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL:048-541-1321(代) FAX:048-541-1328